

## 環境倫理学の社会的役割

吉 永 明 弘

### 目次

はじめに

- 一 環境倫理学の考察の対象——自然と人工物、原野と農村と都市
- 二 環境倫理学の担い手——〈環境〉のコミュニティにおける哲学者
- 三 環境倫理学の方法論——「反照的均衡」の三類型
- 四 環境倫理学の名宛人——紛争当事者、学生、政策立案者

### はじめに

「環境倫理学」は、日本では、一九九一年の加藤尚武の新書によって、一般に知られるようになったといえる（加藤一九九一）。これを日本の環境倫理学の元年とするならば、二〇一〇年で日本の環境倫理学は二十年目を迎えたことになる。<sup>①</sup>その間、「環境倫理学」あるいは「環境倫理」を冠した書物や論文は多数発表された。倫理学の著作にとどまらず、例えば保全生態学の教科書にも「環境倫理」についての章が立てられるようになった（吉田二〇〇七）。こうして「環境倫理学」や「環境倫理」という言葉は人口に膾炙されるよ

うになり、今では多くの大学に、「環境倫理学」や「環境倫理」という講義科目が存在している。

しかし、講義の中で、「環境倫理学」とは何かということを一言で説明することは困難である。そして「環境に対する人間の行為規範についての研究」という、きわめて包括的な定義をしてお茶を濁してしまふ。一方で、内容の説明をするとなると、後で見ると多種多様な議論を網羅的に説明することになる。

よく耳にする話として、自然の価値論を中心とするアメリカの「環境倫理」は「総論としてはよく分かる」といった類いの<sup>②</sup>「託宣」や「お説教」として受け取られがちということがある。また、アメリカの環境倫理学の前提となっている自然観は特定の時間的・空間的文脈に依拠したものであり、それを他の地域に適用することは現実離れしたものとなる、という認識が今では広く共有されている。<sup>③</sup>このような状況認識に基づいて、加藤尚武、鬼頭秀一、丸山徳次らによつて、日本独自の議論が展開されている。

そのような経緯もあり、大学で「環境倫理学」について講義を行

うとなると、アメリカの議論（人間非中心主義、土地倫理、自然の価値論、ディープエコロジーなど）、加藤尚武の議論（自然の生存権、世代間倫理、地球全体主義など）、鬼頭秀一の議論（社会的リンク論、よそ者論、ローカル・ノレッジなど）、丸山徳次の議論（環境正義、公害、里山など）といった内容を、取捨選択して、あるいは並列に語るということになる。そのあたりは個々人の裁量に任せられているといえる。

しかし、特定の学問分野として社会的にある程度の認知があり、大学でも講義科目が存在する以上、環境倫理学の枠組や射程、そしてその社会的役割について、研究者は自覚的になるべきだろう。具体的には、奥田太郎が「応用倫理学」について行っているような、方法論、担い手、名宛人についての議論（奥田二〇〇四a、二〇〇六）が、「環境倫理学」でも行われるべきだろう<sup>4</sup>。

ここで本家アメリカに目を転ずると、近年「環境プラグマティズム」の論者たちが、従来の環境倫理学の議論に根本的な批判を加えている。その代表的論者であるアンドリュー・ライトは、エリック・カツツと共に著した論文において、これまでの環境倫理学が環境問題の解決に寄与してこなかったことを批判して、今後は現場に根ざし政策に影響を与えることを念頭に置いて議論すべきだと主張した<sup>5</sup>（Light & Katz 1996）。その後、彼は一連の論者において、環境倫理学が考察する対象を拡大すること（典型的には都市環境の考慮）や、環境倫理学の担い手の範囲を広げること（担い手は哲学者・倫理学者に限定されない）、および目標の変更（価値理論の洗

練ではなく環境政策に示唆を与える議論の提出へ）などを論じている（Light 2001, 2002, 2003, 2004）。また環境政治理論家のアブナー・デシャリットと共に著した論文の中では、環境倫理学において哲学者が社会的役割を果たすための方法論が吟味されている（Light & de-Shalit 2003）。最後に挙げた論文はとりわけ豊富な内容を含んでおり、検討に値するものである。

以上から、本稿では、応用倫理学に関する奥田太郎の一連の論者と、環境倫理学に関するライトの諸論者を二重の導きの糸として、環境倫理学の考察対象、担い手、方法論、名宛人について考察し、それをふまえて、現在の日本において環境倫理学が果たしうる社会的役割について考えてみたいと思う。

## 一 環境倫理学の考察の対象

### ——自然と人工物、原野と農村と都市

#### （一）「環境」とは何か

環境倫理学はどのような問題を対象とすべきなのか。ここではまず、「環境」の定義から論を始めた。『オックスフォード英語辞典』によれば、「環境」(environment)とは「めぐり囲むもの」(that which environs) という意味の言葉である。『広辞苑』第五版では、「環境」は「①めぐり囲む区域。②四圍の外界。周囲の事物。とくに、人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界。自然的環境と社会的環境とがある」となっている。す

なわち「環境」は、〃主体をめぐる囲んでいる多様なもの（およびその総体）〃として理解することができる。この定義は、環境教育論における鈴木善次の以下の言葉と響き合うものである。「一般に環境を論じる場合、環境主体がだれであるかを明確にしておく必要がある。ここで環境主体とは、「だれだれにとつての環境」というときの「だれだれ」のことである。環境主体が存在して、はじめて環境というものができるのであり、環境主体が存在しなければ環境は存在しない」（鈴木一九九六：一四九）。

そこで次に、我々が考察する「環境」の主体は誰かを考えてみると、それは「人間」ということになるだろう。佐倉統が述べているように、「われわれ人間が何かを考えたり行動したりする以上、その場が人間を中心としたものになるのは避けられない」ものであり、「環境問題はあくまでも人間にとつての環境問題でしかありえない」（佐倉一九九二：三三〇）。ここでの彼の力点は「環境に対する主体としての人間」という点にあり、環境に対する人間の野放図な行為を認めるといった含意はない。むしろ「環境に対する主体としての人間」の存在を認識することによつてこそ、環境に対する人間の行為規範が明示的に問われうる。環境を破壊することも豊かにすることもある人間の倫理的選択によるのである。その場合の「環境」は、いわゆる「自然」だけでなく、人工物もそこに含まれるといえよう。また人工物の中には、物理的な要素だけではなく、歴史や文化などの精神的な要素も含まれるだろう。

ひるがえって、従来のアメリカの環境倫理学を見てみると、それ

は主に人間以外の自然、ややもすると、人間から分離された自然（いわゆる「原生自然」wilderness）を、それ自体のために守ること（いわゆる「保存」preservation）を正当化することに専心してきたといえる（「人間非中心主義」的な自然の「本質的価値」の擁護論）。これは先の「環境」の定義から考えると奇妙なことのように思われる。それに対して日本では、資源・エネルギー問題の分析（加藤二〇〇八）、地域環境における人と自然とのかかわりの考察（鬼頭一九九六）、公害問題の掘り起こし（丸山編二〇〇四）といった、人間を主体としたときの環境の問題が主に検討されている。このように見ると、日本の環境倫理学のほうが、文字通りの「環境」を対象としてきたといえる。

## （二）「技術連関」という環境

加えて日本には、現代の技術社会における人間の「環境」の性質と、それに対する倫理について早い段階で論じたものがある。それは今道友信の「エコエティカ」の議論である。今道は、現代の人間の環境の中には、科学技術が作り出した環境が存在することを指摘し、それを「技術連関」(conjunction technique)という環境と呼んでいる。それは具体的には、アスファルトや軌道や電車、信号機、電話のような、一連の技術的な環境のことである。自然環境が非常に大事なことは論をまたないが、「しかし、日常生活をかえりみれば、技術連関という環境を考えなければ、われわれは、環境について何も語ることはできない」（今道一九九〇：一八四―一八五）。興

味深いことに、今道は「技術連関」を否定的に捉えているわけではない。むしろ「技術連関」は人間らしく生きるために必要なものであると述べている。ここには、技術連関そのものの否定に向かいかねない「原生自然」礼賛よりも、より人間の自然な本性に対する洞察があるといえよう。そして現在ではこのような環境のほうが、人間にとって馴染み深い環境となっている場合が多いのである。

この「技術連関」という環境において生じる新しい諸問題に直面して、人間の生き方を考え直すとする新しい倫理学を、今道は「人類の生息圏の規模で考える倫理」という意味で「エコエティカ」と名付けている。しかし先ほどの定義からすると、この議論は「環境倫理学」に他ならないといえるだろう。

今道は、「技術連関」という環境の典型として都市環境を挙げている。これは従来まであまり取り上げられてこなかったが、今後はますます注目されるべきであろう。⑥⑦というのも、現在では世界人口の半数以上が都市に住んでおり、繰り返しになるが、現代人にとつては自然環境よりも人工物に囲まれた環境のほうが、馴染み深い環境になっている場合が多いからである。現代の我々が「環境問題」を論じる際に、都市環境を度外視するならば、そのような議論はどこか現実離れたものになるのではないかと思われる。このことは、環境倫理学を「託宣」や「お説教」にしないためにも重要なことと考える。

### (三) 「都市の環境倫理」の勃興

近年ではアメリカの環境倫理学においても、自然の本質的価値をめぐる議論（自然の価値論）の偏重に対して疑問の目が向けられ始めている。先にふれた「環境プラグマティズム」の提唱者であるライトは、並行して、「都市の環境倫理」に関する論考を発表している。

彼によれば、従来のアメリカの環境倫理学では、「都市」は無視され否定的なイメージをつけられてきたが、それは論者たちが、文化の相対性を乗り越えて、文化によらずに自然（とりわけ「原野」）の価値を基礎づけることを目的としてきたからだという（Light 2001: 12）。彼らは「人間非中心主義」と「本質的価値」を擁護することに専心してきたが、そこでは人間の干渉から相対的に独立した地域、すなわち「原生自然」の地域が念頭に置かれていた。またそこでないと、「人間非中心主義」と「本質的価値」は十分に説得力をもたないだろう。逆に言えば、そのため人の手が加わったランドスケープや、とりわけ都市は、この立場からは議論の射程外となった、というのがここでのライトの分析である（Light 2001: 12-17）。

しかしライトは、このように都市を無視することは環境倫理学全体にとって有効ではないと主張する。彼は、都市を射程に入れることによって、環境持続性の維持にも貢献でき、都市内の自然の維持管理に積極的にかかわることによって、環境保全に対する動機と責任を涵養することもできると考えている（Light 2001, 2003）。これは、価値理論の探求よりも人々を環境保全へと動機づけることが重要だとする彼の「環境プラグマティズム」や「公共哲学」の主張と

調和するものである (Light & Katz 1996, Light 2002)。ここでライトが都市を強調するのは、環境倫理学においては農村や原生自然に比べてあまりにも無視されているためであつて、彼は都市環境を格段に優れた環境であると主張したいわけではない。ここでの力点は、都市環境を軽視または蔑視する議論に反論するところにある。彼の主張は、都市を賛美し、農村や原生自然を非難することにあるのではなく、環境倫理を実践するための手掛かりが、身近な環境としての都市において豊富に見出せるということにある。

## 二 環境倫理学の担い手

### ——〈環境〉のコミュニティにおける哲学者

#### (一)〈哲学〉のコミュニティと〈環境〉のコミュニティ

環境倫理学の担い手は誰か。この問いは奇妙な問いのように見える。一般に、環境倫理学は倫理学の一分野として位置づけられており、担い手は哲学者・倫理学者に決まっているように思われるからである。

しかしライトは、環境倫理学は哲学者の独占物ではないと考えている。ライトは環境倫理学を、哲学の分野を離れ、自然資源、森林学、プランニング、公共政策の中に打ち立てることを提案している。環境倫理学において最も重要でプラグマティックに関与する仕事は、専門的な訓練を受けた哲学者ではなく、現場にいた人々たちであった、と彼は言う (Light 2004: 9)。実際に、これまで環境倫理

学における重要な論考を残してきたのは哲学者以外の人たちであった。「土地倫理」を提唱したレオポルドは狩猟鳥獣管理官であり、『沈黙の春』を著したカーソンは海洋生物学者であった。またライトには、「環境倫理学者は〈哲学〉のコミュニティの一員というよりも、より大きな〈環境〉のコミュニティの一員として自らを捉えている」という認識がある。ライトによれば、もし環境倫理学者が環境保全に反対したならば、その存在意義は失われるのである (Light 2002: 43)。

このように、〈環境〉のコミュニティから環境倫理学を見る、という視点に立てば、環境倫理学は、環境問題研究の一つのアプローチとして位置づけることができるだろう。すなわち、環境問題について、経済的側面、法的側面、あるいは政治的側面からアプローチする方法があるのと同様に、倫理的側面からアプローチするのが環境倫理学である、という理解も可能であると思われる。そうすると、そこでの主体は必ずしも哲学者・倫理学者でなくてもよいのかもしれない。

実際に、日本における環境倫理学の担い手は、哲学者・倫理学者に限定されてはいない。近年、大学用のテキストとして刊行された鬼頭秀一・福永真弓編『環境倫理学』は、「半分程度の執筆者が、狭い意味での環境倫理学を専門としていない」(鬼頭二〇〇九 はじめにi)。具体的には、生態学、社会学、歴史学の研究者がかなりの部分を執筆している。この本は、「環境問題の目標や理念の問題を正面に見ずえて、個別の問題の「現場」感覚を大事にしつつ、

しかも、問題の個別性に埋没することなく、普遍的な原理を追究した」ものであり、それによって「個別性にも深く共感を持ちつつも、普遍性を求め、実践性を持ちつつも、理念的問題の道筋となるような、新しいかたちの学問」が誕生した、と鬼頭は言う。これは鬼頭がかつて主張した「学際的な環境倫理学」（鬼頭一九九六）の一つの姿といえよう。

このように、哲学・倫理学の専門的な研究者でなくても、環境倫理について示唆を与えている人ならば、環境倫理学者と呼ぶことができよう。<sup>8)</sup>これはライトの議論とも符合するもののように思われる。しかし一方で、ライトは、哲学・倫理学の専門的な研究者には、〈環境〉のコミュニティで果たしうる固有の役割があることを示唆している。

#### (二)〈環境〉のコミュニティにおける哲学者の役割

では〈環境〉のコミュニティにおいて、哲学者はどのような役割を担いうるのか。ライトは、「哲学者は、公衆の人間中心的な直観に翻訳可能な形で、環境政策の道徳的理由を明確化することができれば、自分たちの能力に合った仕方、環境問題の解決に貢献できるだろう」と述べている（Light 2002: 444）。例えば、多くの人々が環境保全を支持する強力な直観的理由は、「将来世代への責務」であるという。そこから哲学者は、「将来世代への責務」という言葉で議論を行う見通しを真剣に考えなければならぬだろう」とライトは主張する（Light 2002: 445）。しかし、これは現在では改めて言

うまでもないことのようにも思われる。この点を補うような議論が、後で紹介するデシャリットとの共著論文の中で、主にデシャリットの手によって展開されることになる。

それを見る前に、ここで、同様の問題に言及している奥田太郎の批判（岡本二〇〇二）を取り上げ、その批判の背景に「環境問題に対応して社会をつくりかえていこうとするなら、生物学者や土木工学者、経済学者、法学者、社会学者などの専門家がいれば十分であつて、倫理学研究者の出る幕はないのではないか、という疑念」（奥田二〇〇四 a : 八）があることを看取している。この疑念に対して奥田は、加茂直樹の「社会哲学」と、丸山徳次&クルト・バイヤーツの「規範形成的応用」の議論を援用しながら、哲学者が果たしうる役割について次のように述べている。

「哲学・倫理学研究者は、自然科学と社会科学を合わせた個別科学における各専門領域について素人でありながら、逆に素人であるがゆえに個別科学の専門家には不可能な領域横断的な問題把握ができる。あえて言うなら、哲学・倫理学研究者は、そうした問題把握を可能にする思考の専門家でありうる。また、領域横断的問題把握と不可分の形で求められるはずの、個別事例と概念・原理との間の往復的志向による問題把握もまた、哲学・倫理学研究者が本来得意とすべき作業である」（奥田二〇〇四 a : 八）

ここでの「領域横断的問題把握」は、あらゆる議論を批判的に吟味するという哲学者の伝統的な営みにも沿うものといえよう。生物学者や土木工学者、経済学者、法学者、社会学者などの専門家との共同作業の中で、哲学者は、彼らの議論やその学問的前提を吟味するという役割を果たすことになるだろう。またもう一つの「個別事例と概念・原理との間の往復的志向による問題把握」とは、一般に「反照的均衡」(reflective equilibrium)と呼ばれる方法論である。そしてこれこそが、ライトがデシャリットとともに主張している、哲学者の役割につながるのである。

### 三 環境倫理学の方法論——「反照的均衡」の三類型

#### (一) 「反照的均衡」という方法

「反照的均衡」は、現代の多くの論者が応用倫理学の方法論として採用しているものである。広義の「反照的均衡」とは、①道徳判断(直観)、②道徳原理、③背景理論の「複線のフィードバック」を通じて、整合的な原理が選ばれていくプロセスを指す(川本一九九五、奥田二〇〇六、伊勢田二〇〇八)。ライト&デシャリットの論文は、このような「反照的均衡」を理念的に腑分けして考察し、哲学者に対して、彼らの言う「公共的な反照的均衡」(public reflective equilibrium)を行うことを推奨するものである。これはデシャリットの著書(de-Shalit 2000, chapter 1)でも行われている議論であり、またここでの議論には「コミュニティアン」としてのデ

シャリットの視点が反映されてもいるため、共著とはいえデシャリットのアイデアと考えて間違いないだろう。

では、「公共的な反照的均衡」とはいったいどのような営みなのか。それは、「私的な反照的均衡」(private reflective equilibrium)と、「文脈的な反照的均衡」(contextual reflective equilibrium)から区別されるものであるという。三つを区別するものは、「反照的均衡の過程において、誰の直観や、誰の理論が考慮されるのか」という、直観や理論の主体の問題である。結論から言えば、「公共的な反照的均衡」では、公衆の直観と理論が考慮されることになる。以下では、やや長くなるが、彼らの議論を追いかけて検討してみたい(以下、(二)(三)はLight & de-Shalit 2003: 10-18の要約である)。

#### (二) 「私的な反照的均衡」への批判

ライトとデシャリットによれば、「私的な反照的均衡」は、「哲学者が自分の直観と理論を考慮する」というものであり、「理論上は、コミュニティや他の個々人から分離されることができる。哲学者は単に自分の肘掛け椅子に座って反照することができる」。

彼らはこの「私的な反照的均衡」に対して、コミュニティ的な観点から批判を加える。彼らによれば、「私的な反照的均衡」には次のような想定がある。まず、哲学は「中立的なもの」であり、「哲学的に考える最善の方法は距離を置くことである」。さらに「哲学は知恵の探求なので普通の人と相談する必要はない」のであり、理論は対象から距離を置くほど正確で、偏見が少なく、それゆえよ

り「専門的な」ものになる。その結果、「私的な反照的均衡の要点は、理論が読者の直観と合致していることを読者に納得させるのではなく、哲学者が非常に正確な理論をなんとか開発したことを読者に納得させるということにある」。これは環境倫理学の分野では、哲学者が人間非中心主義的な理論を自らの哲学的直観と整合的な形で構築し、それを人々に納得させるという方法論に他ならない。

しかし彼らによれば、まさに哲学者のこの立ち位置、この「没場所性」(placelessness)が、環境問題を考える上で問題となる。環境主義者たちは「場所からの人間の物理的・精神的離脱……は、彼らが住んでいる自然環境や都市環境に対する無関心を作り出すものである」と主張するが、哲学者にもそれは当てはまる。そこから彼らは「環境哲学者たちは場所(place)や位置(location)の感覚から、すなわち、ここ(hera)から論じるべきである」と主張する。そもそも「哲学は中立的な議論を供給するものだ」という考えは、「環境主義」や「環境にやさしいライフスタイル」という考え方と矛盾する。それは善についての考えであり、すなわちコミュニティが自然環境や都市環境といかに生きていくかについての考えなのである<sup>9)</sup>。

以上のことは総じて価値中立的リベラリズムに対するコミュニティアンからの批判の論点といえる。そしてそれは、環境プラグマティズムの論点へとつながっていく。

彼らによれば、「実際に、良い哲学議論は善についてのコミュニティの考えとは関係がなく、それよりも普遍的な主張に立脚したものである」という考えは、政治運動家たちには訴える力をもたないだ

ろう<sup>10)</sup>。なぜなら「一般に彼らはローカルなコミュニティの出身であり、彼らは他のことよりもこれらのコミュニティの環境を守ることによつて、持続可能なコミュニティを育てることを求めている」からである。「開発と保全についての論争はコミュニティの内部で行われており、コミュニティの価値と密接に結びついている。実際、開発者も保全主義者も、それぞれ自分の主張を支えるために、コミュニティの価値に訴えている。それゆえにコミュニティの価値や立場を見つけることが必要である。それは行動を起こすよう人々を動機づけることが期待できる道徳的訴えを生み出すためである」。このようにして、「私的な反照的均衡」は、コミュニティアンと環境プラグマティズムの双方の観点から斥けられるのである。

### (三)「文脈的な反照的均衡」と「公共的な反照的均衡」

次に検討されるのが、「文脈的な反照的均衡」である。これは、「考慮される直観は、コミュニティに現存するさまざまな直観を参照すべきだけれども、哲学者の役割は、鏡を掲げて社会の直観を解釈し、これらの直観に適うあるいは批判するような理論を提供することにあり」というものである。ここで哲学者は、「所与の文化的・道徳的な文脈の中で、自らの参照を行う」ことになる。このモデルとして想定されているのは、コミュニティとその倫理観に立脚して社会批判を行うべきとする、マイケル・ウォルツァーの理論である<sup>10)</sup>。

「哲学者はその社会の価値を学び、精査する。そしてそれについて

理論化する。この学習の過程は発明というよりも解釈である。哲学者はコミュニティを形成している諸個人の行動や示された意見を精査する。そして、コミュニティの価値だと哲学者その人が考えるものを面と向かって解釈する。この活動は「繰り返し行われる」(reflexive)ものである。それは、哲学者は最後の言葉を提出することを目指していないという意味においてである」(Light & de-Shalit 2003: 13-14)。

これはコミュニティや環境プラグマティズムの論点からすれば、妥当なアプローチのように思われる。しかし彼らによれば、このモデルにも次のような難点があるという。

「哲学者によつて開発された理論が、ある特定のコミュニティにおける実際の事例では有意性をもたない場合には、どうなるのだろうか。議論が互いに整合的で、理論が首尾一貫しているけれども、そのような理論と、実際の生活における事例における、人々の考え方やふるまい方、および彼らのふるまいを正当化するやり方との間に「外的緊張」があるような場合、どうするのか」(Light & de-Shalit 2003: 14)。

つまり、彼らによれば、「文脈的な反照的均衡」の問題点は、公衆の直観と哲学者の理論が分離されており、その結果、両者が対立したときに何もできなくなってしまうという点にある。そこで彼ら

は、「理論は当該の事例からも生まれるべき」であり、「十分な環境哲学は、より広い源泉から——すなわち、「文脈主義の」哲学者や人類学の研究者からだけではなく、同様に一般的な公衆から——引き出されるべきである」と主張する。重要なことは、「政治運動家や公衆の直観、主張、理論が、政策の変更を目指す哲学の出発点になるべきである」ということであり、そこでの「哲学者の役割は、公衆の直観と理論との間のバランスを見出すことにある。この過程は、公衆の理論を洗練させ、公の場でそれを表明することを含む」。

これが彼らの主張する「公共的な反照的均衡」の中身である。

#### (四) 若干の批判的検討

ここまで、ライトとデシャリットの反照的均衡についての議論を追いかけてきた。全体として、理念型としての「私的な反照的均衡」に対する批判は明快であり、既存の環境倫理学の一部に対する批判として成立しているが、「文脈的な反照的均衡」に対する批判と、それに対する「公共的な反照的均衡」の提案については、まだまだ議論の余地があるように思われる。

例えば、都市環境の保全に関する論文で、デシャリットは、都市においては現実の建物を保全するだけでなく、建設者のもともとの意図を誠実に受け継ぐことを目的とすべきであると述べている。彼によれば、都市の「保存」はむしろ偽物をつくるのであり、必要なのは都市がつくられた当初の意図の「復元・再生」(restoration)にあるという。その際には、過去や家屋、街路、都市の「物語」を

考慮することが重要であり、同時に、現在と将来の利用を考慮すべきであると述べている (de-Shalit 2003)。

ここでの彼の「現実の建物を保存するだけでなく、建設者のもととの意図を誠実に受け継ぐことを目的とすべきである」という主張は、現場の人々から出てきた直観や理論なのだろうか。むしろこれは「善い都市」に関するデシャリット自身の直観や理論のようにも見える。この点について、デシャリットはおそらく、次のように答えるものと思われる。「私も都市に住む者の一人であり、この意見も現場からの意見の一つである。「哲学者は公衆の一員である」(de-Shalit 2000: 30)」。このように、彼は「公衆」として意見を表明するわけだが、同時にこれは、文脈主義の哲学者の直観や理論の表明とも言えるように思われる。

一方で、デシャリットは、「公共的な反照的均衡」における職業的哲学者の役割として、「活動している人々の声に耳を傾け」て、「直観に関する深い反照——例えばより適切な理論の形成——を行うことを挙げている (de-Shalit 2000: 30)。この場合、哲学者は奥田が言うところの、「コーディネーター」としての役割を担うことになるだろう (奥田二〇〇四a: 一六)。

これに対して、奥田はコーディネーター路線に意義を認めつつも、哲学者が呼ばれて発言を求められている状況にあることを考慮して、むしろ、自らのうちにある啓蒙主義的態度に自覚的になりながら、「批判」の遂行を試みる道を選んでいる (奥田二〇〇四a: 一六一—一八)。

ここでさしあたり結論を述べれば、哲学者は「コーディネーター」としての役割に徹するべきとする路線をとるならば、「公共的な反照的均衡」の方法論が採用されることになるだろう。しかし、哲学者は固有の立場から何らかの発言を行うべきと考えるならば、現場に寄り添いながら自らの理論を提案し、現場の直観とすり合わせるという、「文脈的な反照的均衡」のほうがむしろモデルとなりうるのではないかと思われる。

そこで最後の問題は、哲学者・倫理学者が環境倫理について発言をする場合、その相手は誰になるのかという問題である。すなわち名宛人が問題となる。

#### 四 環境倫理学の名宛人

##### ——紛争当事者、学生、政策立案者

##### (一) 名宛人は「理性的存在者」

奥田は、応用倫理学の名宛人は、具体的個人としての「専門家」や「素人」の奥に想定された「理想的存在者」であると述べている (奥田二〇〇四: 一八)。「理性的存在者」ではなく、呼びつけてきた先である政府や消費者団体を名宛人とするならば、応用倫理学者はいわゆる「御用学者」あるいは「用心棒」となるだろう (奥田二〇〇四: 二二 注16)。この議論は総論としては異論の余地はない。ただし具体的に「応答する」しかたは、誰に応答するかによって変わってくるように思われる。以下では、環境問題の現場の人々、

環境倫理学を受講する学生、政策立案者に分けて考えていくが、このことは、現場の人々や学生、政策立案者の用心棒になるということではない。哲学者がこれまで行ってきた、概念の定義、事象の批判的吟味、原則の提示といった活動が、そのまま役割を果たすものと主張したい。

(二) 紛争当事者に対して…概念を明確にする／概念を提供して  
活路をひらく

環境をめぐる紛争は、多くの場合、価値の対立を伴っているといえる。その現場において、哲学者が果たしうる一つの役割は、「コーディネーター」として公共的な反照的均衡を行うことであろう。具体的には、現場で紛争当事者の価値意識を掘り起こし、コミュニケーションのために概念を明確にしたり、言葉の定義をきちんとしたりすることが、哲学者ならではの役割といえる。

もう一つ、哲学者がないうることとして、紛争現場に新たな概念や理論を導入することで、事態の打開を図ることが挙げられる。鬼頭秀一は、「自然の権利」という思想が紛争現場にもたらした意義について述べている（鬼頭一九九九）。彼によれば、「自然の権利」は「よそ者」であり、現場の人々は「誤解」をして受け取ったのだが、それによって現場に新しい思想が生まれることになった。このように、哲学者は「よそ者」としての新しい概念や理論を提供し、現場の人々の直観とすり合わせることもできるだろう。これは「文脈的な反照的均衡」の路線といえる。

(三) 学生に対して…環境問題に関して批判的かつ多様な視点をもつことを涵養する

哲学者が環境問題に関して「概念を明確にすること／概念を提供すること」は、教育現場でも有効であろう。また、ライトが提案しているような、環境保全に対する動機づけを学生に与えることも重要である。それと並行して、特に近年では「環境問題に関して批判的かつ多様な視点をもつことを涵養する」ことが必要であると思われる。

近年の「地球温暖化」報道によつて、学生たちの間には「環境問題Ⅱ地球温暖化」という画一化された思考法が蔓延しており、環境問題の多様な広がりを目が向けられていないように思われる。その中で環境倫理は、ともすれば「できるだけ環境負荷を与えないように生活しましょう」という行動目標として理解されがちである。しかし、このような、環境問題を解決するためには個人の努力だけでは限界があり、社会制度による対応が必要であるということが、植田敦をはじめとして多くの論者によつて主張されている（植田一九九九・一四三―一五二）。さらに植田は「地球温暖化問題」の存在そのものにも疑問を投げかけているが、現在の温暖化への注目が、新規ビジネスの誘発や原発推進などに直接に結びつきすぎている点に対する批判として読むと首肯できる部分も多い。このように、いわゆる常識とは異なる主張をきちんと取り上げ吟味することによつて新たに覚えてくるものは多い。これも環境倫理が果たしうる一つの役割と思われる。

(四) 環境政策の立案者に向けて：「原則」とその正当化根拠を考察・提示する

宇佐美誠は、環境問題に関する公共政策において、環境倫理学が果たす役割について述べている。彼によれば「公共政策は正当化を要求する」ものであり、環境問題に対応するために「政策上の配慮を（他国居住者、将来世代、他の生物に）拡張する正当化根拠を考察する際には、エコロジーを含む広い意味での環境倫理学を参照するのが有用だろう」という（宇佐美一九九八：三一四）。倉阪秀史は、環境政策を支える原則として、予防原則、設計者責任の原則、補完性の原則などを挙げている（倉阪二〇〇八）。宇佐美の議論をふまれば、これらの正当化根拠を考察することが、環境政策の立案者に対して、環境倫理学が果たしうる役割であるといえよう。ここで銘記すべきは、「正当化根拠を考察する」ことであって、「正当化根拠をひねり出す」ことではない、ということであろう。「環境政策」として行われることの中に、倫理的に考察した結果、擁護できないものがある場合には、「この環境政策は正当化できない」という形で応答すべきであろう。なぜならば、「法に具現化された政策は個人の意志に反しても実現され、その一部は最終的には物理的強制力をもって強行されうるからである」（宇佐美一九九八：四）。

一方、ライトは、政策上の配慮の拡張の正当化根拠や、既存の原則の正当化根拠を考察するだけでなく、より積極的に、具体的な政策のあり方を示唆することや、倫理的に妥当な原則の構築を目指すべきだと考えているように思われる。かつて筆者は倉阪氏から、環

境倫理学の主張や提案は、このような「原則」として提示されれば、政策につなげることができると示唆されたことがある。それは政策論の側からの、環境倫理学に対する要望ともいえるものであった。

(五) 環境倫理学の社会的役割

ライトとデシャリットは、一言で次のように述べている。「環境倫理学者の役割は、公衆が高い優先順位を置いている論争に加わることである」（Light & de-Shalit 2003: 18）。日本ではそれはすでに多くの例がある。その一例として、奥田は、豊島産業廃棄物不法投棄事件が内包している倫理的な問題を掘り起こして検討している。そこで見出されたのは、「住民エゴ」という批判による「無関心と結びついたエゴイズム」の隠蔽という問題、世代間倫理、環境正義、ビジネス倫理学的問題、行政の責任、排出者責任、そして廃棄物の定義の問題であった。そして彼は、最後に次のように述べている。「われわれ一人一人が廃棄という行為を見直すことが必要とされているのである。同時に、廃棄の発想転換を促し支える各種制度の確立は急務であり、なおかつ、つじつま合わせの場当たりの制度改革に終わらぬよう、そうした制度を支える理念や原則を提示してゆかねばならない。倫理学の使命のひとつはここにあり」（奥田二〇〇四b：一九七）。

このように、具体的な環境紛争の現場をふまえつつ、「廃棄」といったような、環境問題に取り組む上での重要な概念についての「発想転換を促し支える各種制度」を確立し、それを支える「理念

や原則を提示」することによって、環境倫理学は、環境プラグマティズムが目標としている、現場に根ざし政策に影響を与える分野になるのである。<sup>11)</sup>

注

- (1) もちろん、これ以前に「環境倫理学」という言葉が全くなかったわけではない。しかし、「環境倫理学」という言葉が社会的に認知されるきっかけとなったのは、加藤の新書であったといえよう。
- (2) 例えば次のような言がある。「半年ほど、おもにアメリカやヨーロッパの哲学者の環境問題に関する託宣をあれこれ読んだのだが、これはかなり苦痛だった。あまり面白くないのである(佐倉一九九二:iii)。「生命倫理学も環境倫理学もいずれも深刻なジレンマに突き当たり、現在は袋小路に迷い込んでるように思われる。医療と環境をめぐる難問を解決するという社会的な要請を受けながら、倫理学は今でもまだ、お説教を説くに過ぎないのではないか(岡本二〇〇二:八)。
- (3) この論点は典型的には鬼頭秀一が論じたものである。そして鬼頭は、多様な「ローカルな環境倫理」の必要性を説いた(鬼頭一九九六、鬼頭編一九九九)。丸山徳次が「水俣病」と「里山」という日本の事例を重視するのも同じ流れである(丸山二〇〇一、二〇〇七、丸山編二〇〇四)。また、加藤尚武は一九九〇年代の地球環境問題を見すえて、アメリカの環境倫理学を巧みにアレンジして紹介した(加藤一九九二)。三者とも、アメリカの環境倫理学の議論を日本でそのまま導入して機能させることについては懐疑的であった。
- (4) 環境倫理学は、応用倫理学の下位分類とされるときにも独自の領域としても位置づけられる。この点についてはこの後に論じる。
- (5) 「環境プラグマティズム」を日本に詳しく紹介したものととして、以下を参照(白水二〇〇〇、二〇〇四)。

- (6) 日本で「都市環境」の問題を倫理的に考察した数少ない論者に、御子柴善之がいる。彼の立論を一言で言えば、「都市生活者は他の地域に住む人々よりも地球環境に対して大きな負荷をかけているのだから、加害者の性格をもち、それゆえに固有の倫理的責任がある」というものである。彼は、都市のもたらす環境負荷と、都市と非都市との間の社会的公正の問題を念頭に置いている。そこでの焦点は大量消費・大量廃棄型の非循環的なライフスタイルに対する批判にある。彼は「責任」を、「都市生活者自身の生活環境を良好に維持するための責任」ではなく「地球環境問題を解決するために都市生活者の担う責務」と規定しているが、逆にライトは、御子柴がここで除外した「都市生活者自身の生活環境を良好に維持するための責任」を問題にしている(御子柴二〇〇五)。
- (7) 「国連人間居住計画」(UNHABITAT)の二〇〇六年次報告は、二〇〇七年中に、世界の都市人口は全世界人口の半分を超えると述べた。こうした状況に呼応するように、『地球白書』の二〇〇七―二〇〇八年版では、都市の環境問題が特集された。
- (8) この意味では、鬼頭・福永編『環境倫理学』の執筆者だけでなく、例えば小林傳司編『公共のための科学技術』の執筆者たち(いわゆる科学技術社会論(STS)の研究者たち)も、環境倫理学者と呼んでも差し支えないような位置にいるといえよう(小林編二〇〇二)。
- (9) リベラル・コミュニタリアン論争の論点とコミュニタリアンの基本的な主張については、以下を参照(川本一九九五、菊池二〇〇七)。
- (10) ウォルツァーはコミュニタリアンの代表者として必ず名前が挙げられる人物である(彼自らはコミュニタリアンを名乗っていない)。彼の「解釈」という方法論はライトとデシャリットの議論に重なり合うものである。しかし、ウォルツァーの「哲学者」観に関して、ライトとデシャリットは誤解しているように思われる。この点については別稿で論じたい。とりあえずは、以下を参照(Walzer 1981, ウォルツァー 1987 = 1996, 1996 = 2004, 1999 = 1999)。
- (11) 本稿は過去の拙論を再構成して大幅に加筆したものである。あわせて以下を参照してほしい(吉永二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九)。

参考文献

- 伊勢田哲治(二〇〇八)『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版会  
 今道友信(一九九二)『エコエティカ——生圏倫理学入門』講談社学術文庫  
 宇佐美誠(一九九八)『配慮の射程——環境倫理学と公共政策』『公共政策』——日本公共政策学会年報一九九八、一—三三頁  
 ウオルツァー、マイケル(一九八七)『一九九六』『解釈としての社会批判』(大川正彦、川本隆史訳)、風行社  
 ウオルツァー、マイケル(一九九六)『二〇〇四』『道徳の厚みと広がり——われわれはどこまで他者の声を聴き取ることができるか』(菅川晋・大川正彦訳)、風行社  
 ウオルツァー、マイケル(一九九九)『政治の場での哲学の居座りを望まない(上)(下)』(藤田潤一郎・大川正彦訳)『みずす』四一九号、一〇号  
 岡本裕一朗(二〇〇二)『異議あり!生命・環境倫理学』ナカニシヤ出版  
 奥田太郎(二〇〇四a)『応用倫理学論序説——担い手、方法、名宛人』社会と倫理』第十六号、南山大学社会倫理研究所、一—三三頁  
 奥田太郎(二〇〇四b)『廃棄物エシックス——豊島から考える』『岩波応用倫理学講義2 環境』岩波書店、一八〇—一九八頁  
 奥田太郎(二〇〇六)『応用倫理学の方法——原則主義、決疑論、行為者中心主義』『社会と倫理』第二十号、南山大学社会倫理研究所、一五四—一七八頁  
 加藤尚武(一九九二)『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー  
 加藤尚武(二〇〇八)『資源クライシス』丸善  
 川本隆史(一九九五)『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークキングへ』創文社  
 菊池理夫(二〇〇七)『日本を甦らせる政治思想——現代コミュニケーションズム入門』講談社現代新書  
 鬼頭秀一(一九九六)『自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク』ちくま新書  
 鬼頭秀一(一九九九)『アマミノクロウサギの「権利」という逆説——守

られるべき「自然」とは何だろうか』鬼頭秀一編『講座 人間と環境(12) 環境の豊かさをとめて 理念と運動』昭和堂、一五二—一六七頁

- 鬼頭秀一・福永真弓編(二〇〇九)『環境倫理学』東京大学出版会  
 倉阪秀史(二〇〇八)『環境政策論 第二版』信山社  
 小林傳司編(二〇〇二)『公共のための科学技術』玉川大学出版会  
 佐倉統(一九九二)『現代思想としての環境問題——脳と遺伝子の共生』中公新書  
 白水土郎(二〇〇〇)『環境倫理学はどうすれば使いものになるか——環境プラグマティズム』の挑戦』『倫理学サーベイ論文集』京都大学文学研究科倫理学研究室、一〇〇—一二七頁  
 白水土郎(二〇〇四)『環境プラグマティズムと新たな環境倫理学の使命——「自然の権利」と「里山」の再解釈へ向けて——』丸山徳次編『岩波 応用倫理学講義2 環境』岩波書店、一六〇—一七九頁  
 鈴木善次(一九九六)『環境教育の現状と問題』伊東俊太郎編『講座 文明と環境14 環境倫理と環境教育』朝倉書店、一四八—一六〇頁  
 植田敦(一九九九)『増補・改訂新版』環境保護運動はどこが間違っているのか?』宝島社文庫  
 丸山徳次(二〇〇二)『里山の環境倫理——「里山学」構築のためのノート』『龍谷大学論集』四五八号、八三—一二三頁  
 丸山徳次編(二〇〇四)『岩波 応用倫理学講義2 環境』岩波書店  
 丸山徳次(二〇〇七)『自然再生の哲学(序説)』『里山から見える世界二〇〇六年度報告書』龍谷大学里山学・地域共生学オープン・リサーチセンター、四五—四七〇頁  
 御子柴善之(二〇〇五)『都市生活者の環境倫理』『人間環境論集』第5巻第1号、法政大学人間環境学会、一五—二四頁  
 吉田正人(二〇〇七)『自然保護——その生態学と社会学』地人書房  
 吉永明弘(二〇〇七)『人間主義地理学は環境論にどのように寄与しうるか』『公共研究』第4巻第1号、千葉大学公共研究センター、九—三六頁  
 吉永明弘(二〇〇八)『環境倫理学』から『環境保全の公共哲学』へ——ア

- ンドリユー・ライトの諸論を導きの糸に」『公共研究』第5巻第2号、千葉大学公共研究センター、一一八—二六〇頁
- 吉永明弘（二〇〇九）「都市と人工物の倫理」鬼頭秀一・福永真弓編『環境倫理学』第二章、東京大学出版会、三三—四八頁
- de-Shalit, A. (2000) *The Environment: Between Theory and Practice*, Oxford University Press
- de-Shalit, A. (2003) "Philosophy Gone Urban: Reflections on Urban Restoration" *Journal of Social Philosophy*, Vol. 34, Spring, pp. 6-27
- Light, A. & Katz, E. (1996) "Introduction: environmental pragmatism and environmental ethics as contested terrain" Andrew Light & Eric Katz(ed.) *Environmental Pragmatism*, Routledge, pp. 1-18
- Light, A. & de-Shalit, A. (2003) "Introduction: Environmental Ethics — Whose Philosophy? Which Practice?" Andrew Light & Avner de-Shalit(ed.) *Moral and Political Reasoning in Environmental Practice*, The MIT Press, pp. 1-27
- Light, A. (2001) "The Urban Blind Spot in Environmental Ethics" Mathew Humphrey (eds.) *Political Theory and the Environment: A Reassessment*, Frank Cass Publisher, pp. 7-35
- Light, A. (2002) "Contemporary Environmental Ethics: From Metaethics to Public Philosophy" *Metaphisophy*, Vol. 33, No. 4, July 2002, Blackwell Publishing, pp. 426-449
- Light, A. (2003) "Urban Ecological Citizenship" *Journal of Social Philosophy*, vol. 34, No. 1, Spring 2003, Blackwell Publishing, pp. 44-63
- Light, A. (2004) "Light One Up, Pass It Around Andrew Light, an enviro-academic, answers readers' questions, 30 July 2004" <http://faculty.washington.edu/alight/> (現在リンク切れ)
- Walzer, M. (1981) "Philosophy and Democracy" *Political Theory*, Vol. 9, No. 3, pp. 379-399